

基準6 収容人員の取扱いに関する基準

- 1 規則第1条の3に規定する収容人員の算定において、床面積を単位面積当たりで除して得た数の小数点以下は、切り捨てるものとする。◇
- 2 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物において、規則第1条の3表中の令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の項、算定方法の欄中第2号ハに規定する「その他の部分」に移動式いす席を設ける場合における当該部分の収容人員の算定は、集会室等の床面積（内法寸法を使用）を0.8㎡で除して得た数とする（図6-1参照）。◇

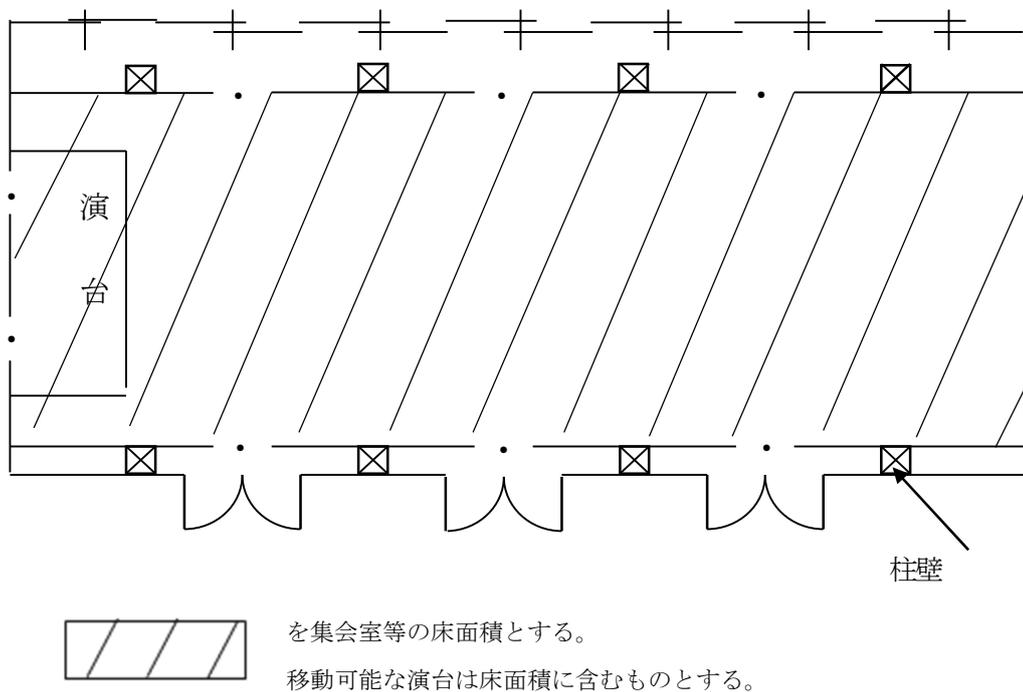


図6-1

- 3 令別表第1(1)項ロに掲げる防火対象物のうち、2以上の集会室を有するもので、地区（校下）単位の公民館など利用者が比較的特定され、かつ2以上の集会室の同時利用率が僅少である場合、令第24条の収容人員の算定については、規則第1条の3表中の令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の項、算定方法の欄によらず、次のいずれかによって算定した数値の大きい方の数値を収容人員とみなす。なお、次における大集会室とは、当該公民館の集会室部分のうちで最も床面積が大きいものをいう。◇

$$(1) \text{ 従業者の数} + \frac{1}{2} \left( \frac{\text{大集会室の部分の床面積}}{0.5} + \frac{\text{その他の集会室の部分の床面積}}{0.5} + \frac{\text{その他の集会室の部分の床面積}}{0.5} + \dots \right)$$

$$(2) \text{ 従業者の数} + \frac{\text{大集会室の部分の床面積}}{0.5}$$

※ 客席が固定式のいす席（固定式のいす席とみなされるいす席を含む。）である場合は、上記式中当該集会室の部分をも0.5で除して得た数を、当該部分にあるいす席に対応する数に読み替えるものとする。

- 4 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物において、規則第1条の3表中の令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の項、算定方法の欄中第2号口に規定する「その他の部分」について、ショーケース、陳列棚などを置いている部分も床面積とし、4㎡で除した数とする。ただし、レジカウンター内等特定者のみが立ち入る部分は除くものとする。◇
- 5 入居前の共同住宅における居住者の算定については、賃貸契約等により、あらかじめ居住者数が定められている場合を除き、表6-1によること。◇
- なお、入居後は実態に即した人数とする。

表6-1

	寝室が1室(単身向け)	寝室が2室以上(世帯向け)
収容人数	1名	3名